申請関係フロー図

旅行会社（申請者）

島原半島ジオパーク協議会

【申請書作成】
①交付申請書、収支予算書
②ツアー実施リスト（計画）
※ツアー催行10日前までに申請

交付申請

【受付・申請内容確認】

【交付決定】
・交付決定通知書

通知

【交付決定通知書受理】

変更なしの場合

決定額の2割を超える変更やツアーを中止する場合

【変更の場合】
③変更承認申請書、収支予算書
④ツアー実施リスト（変更）
【中止の場合】
⑤中止（廃止）承認申請書

変更申請

【受付・申請内容確認】

【変更・中止決定】
・変更承認通知書
・中止（廃止）承認通知書

通知

【変更承認通知書受理】
※中止の場合は終了

【ツアー催行】
※交付決定前のツアー催行はできません。
※ツアー催行時は、⑧飲食、宿泊、体験プログラム利用証明書、⑨ツアー参加者アンケートを忘れずに徴取してください。

【実績報告】
⑥実績報告書、収支決算書
⑦ツアー実施リスト（実績）
⑧飲食、宿泊、体験プログラム利用証明書
⑨ツアー参加者アンケート
・参加者募集媒体の写し（広報活動PRを行った場合）
※⑧⑨はツアー催行時に徴取したものを添付下さい。
※ツアー終了後速やかにご提出ください。（30日以内）

実績報告

【受付・報告内容確認】

【補助金額確定】
・補助金額確定通知書

通知

【補助金額確定通知書受理】

【補助金の請求】
⑩補助金請求書

請求

【補助金の交付】
※請求書指定の振込口座へ支払い